


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	田口 茂夫	
件名	東大和市老人性白内障眼鏡等購入費助成要綱の一部を改正する訓令について			
		区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）が公布され、所得税法の「控除対象配偶者」の文言が「同一生計配偶者」に改められた。 このため、所得税法を引用する標記要綱についても同様に「控除対象配偶者」の文言を「同一生計配偶者」に改めるものである。</p> <p>(1) 主な改正内容 「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。（別表備考及び第1号様式）</p> <p>(2) 施行日等 決裁日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 引用する法令と整合性を図ることで、事務を適正に執行することができる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 要綱の案文については、文書課において審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。